

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十六号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一般旅券受領証」の下に「。以下「願書等」という。」を加える。  
第六条中「それ」を「願書等」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「記入のうえ出納員に通知し、徴収額の確認を受けなければ」を「記入しなければ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。